

検察官（捜査担当検事）



【職歴（キャリアステップ）】

H15. 10 検事任官（東京地方検察庁）

・

H25. 7 法務省（民事局）出向

H28. 7 東京地方検察庁

H31. 4 最高検察庁

R 3. 4 名古屋地方検察庁

R 5. 4 横浜地方検察庁

【志望動機】

当初は、弁護士になって自分の法律事務所を開きたいと思っていたのですが、司法試験合格後の検察修習で、実際に、被疑者の取調べをした際、まったく思うようにいかず、人から真実の話を引き出すことの難しさを身をもって知りました。

検察官になって、こうしたことが少しでもできるようになりたいと思ったのと、検察修習で接した検事や検察事務官は、とても楽しそうに生き生きと仕事をしているので、検察庁という組織で仕事をしてみたいと思い、検事を志望しました。

【業務内容】

私が所属している特別刑事部では、いわゆる独自事件を扱っています。

検察庁で扱うほとんどの事件は、まず、警察が捜査をし、これが検察庁に送られ（「送検」という言葉を聞いたことがあると思います。）、検察庁でも補充の捜査を行うという流れになります。

独自事件は、警察は関与せず、検察庁だけで捜査をする事件のことで、主に汚職事件や経済犯罪などを対象としています。

テレビ・新聞・雑誌・ネットなど様々な情報を調べ、犯罪の可能性が相応にある場合には、金の流れを調べたり、関係者から話を聞くなどの内偵捜査を進めていきます。

被疑者側に知られると、証拠を隠滅されることがあるので、内偵捜査は密かに、慎重に進めていきます。

また、他の事件を捜査している際にも汚職事件等の余罪が埋もれていないかと注意しており、不自然な金の流れを見つけ、関係者に聞いてみると、「いや、実は、・・・」と、埋もれていた汚職事件等が明らかになることもあります。

そして、いよいよ犯罪の可能性が高いと判断した場合には、検察事務官と一緒に、被疑者らの勤務先や自宅等の捜索を行います。

捜索は、複数の場所を一斉に行うので、特別刑事部の職員だけでは足りず、他部や他地検からも応援に来てもらうことがあります。

検事も捜索の現場に行き、私自身の経験では、クローゼットに置かれたスポーツバッグの中から多額の現金や高級腕時計等が出てきたり、デスクマットの下から重要な手書きメモが出てきたということがありました。

押収した証拠物は、大量なことが多く、複数の検事で手分けをしながら、読み込んで精査していくのですが、こうした作業は、「ブツ読み」と呼ばれています。

このブツ読みは、とても大事な作業で、それだけで新たな事実が判明することもありますし、見つけた重要な証拠物を関係者に示して、詳しく話を聞いていくということもします。

私が携わった事件で、重要な手書き文書を差し押さえることができたものの、作成者の見当がつかなかったところ、押収した証拠物の中で作成者が分かる手書き書面を全て洗い出してみたところ、とても筆跡の似ている人がおり、話を聞いたら、その人が作成者と判明したこともありました。

また、最近では、スマートフォンなどデジタル機器を押収することがほとんどで、検察事務官で構成される専門班が、専用の機材を用いて解析・精査しており（「デジタルフォレンジック」と言われています。）、重要なSNS履歴や写真などが見つかることが相当あります。

もちろん、被疑者らの取調べも行い、何があったのかよく聞いていきます。

被疑者に、逃亡や証拠隠滅のおそれがあるときには、逮捕することもあります。

こうした捜査により、事案の真相を解明し、被疑者を適正に処分（起訴・不起訴）するのが、特別刑事部の仕事です。

主として独自事件について、お話ししましたが、特別刑事部では、警察が捜査を行う汚職事件等や国税局が調査を行う脱税事件も扱っています。

【仕事のやりがい・感想等】

大量に収集した証拠、どんどん集まる関係者の話、これらを整理するため、多くの検事は、時系列表を作ります（捜査の進展に伴い日々更新します）。

捜査の初期段階では、事案の真相が分からないことも多く、私は、時系列表を眺めながら、この事件の真相はいったい何なのだろうか、こうかもしれないし、ああかもしれないなどと想像した上、この点を調べれば白黒はつきりするかもしれない、ここを捜査したら何かいい証拠が出てくるかもしれない、この人は何か知っているかもしれないから話を聞いてみようなどと捜査事項を考え、優先順位や手順等を考えた上で、順次実施していきます。

自分自身でできないときには、ほかの検事や検察事務官に実施してもらいます。

もちろん空振りに終わることもありますが、自分が考えた捜査事項を実施したこ

とで、重要な真実が明らかになったときには、よし！となります。

こうして苦労を重ねながら捜査を遂げて、事案の真相を解明でき、被疑者を適正に処分することができたときには、検事としての職責を適正に果たしたということではあるのですが、なんとも言えない達成感があります。

★学生向けメッセージ★

ここまで読んで、「検事の仕事っておもしろいかも」と思った方は、既に検事としての適性があると思いますので、是非、検事を志してほしいと思います。

私は、20年ほど検事をしておりますが、個々の事件は、一つとして同じものではなく、毎回、新鮮な気持ちで、事案の真相や捜査事項等について考えを巡らせています（私は、風呂に入りながら考えるのが好きで、家族から「いつまで入っているの！」とよく言われます。）。

また、職歴欄にあるとおり、私は、法務省（民事局）に出向しているのですが、そこでは、裁判官や弁護士の出向者と同僚になり、一緒に民事法の改正を担当し、立法の過程も身をもって体験でき、たいへん勉強になりました。

検事は、こうした外部出向のほか、留学や海外勤務もあり、多様な経験を積むことができるのも、良いところではないかと思います。

学生の皆さんの中には、検事の仕事ができるか不安に思う方もいるかもしれませんが、検察庁では、手厚い研修を行っていますし、先輩たちは誰でもやさしく教えてくれるので（私も若手の頃は、いろんな先輩たちに、本当によく聞いていました。）、何の心配もありません。

つい、長々と書いてしまいましたが、これを読んでもくれた皆さんが検事に任官し、一緒に仕事ができる日を心待ちにしております。